建設現場へのモニターカメラ設置に関する 運用要領(案)について

事 務 連 絡 平成18年3月31日

大臣官房技術調査課 建設コスト管理企画室長

建設現場へのモニターカメラ設置に関する運用事項(案)

1. 目的

公共工事の品質の確保について、現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

また、併せて公共事業の執行に関する説明責任向上の観点から、施工上局の映像を見学施設等において一般見学者等に公開すること等により、公共事業の理解向上や事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。

2. 対象工事

現場の状況を踏まえ、以下の工事から対象工事を選定するものとする。

- ・主たる工種に新工法を採用した工事
- ・ダム事業、高規格幹線道路などの大規模な工事
- ・インフォメーション施設等を設置している工事
- · 低入札価格調查制度対象工事
- ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

3. 設置及び運用

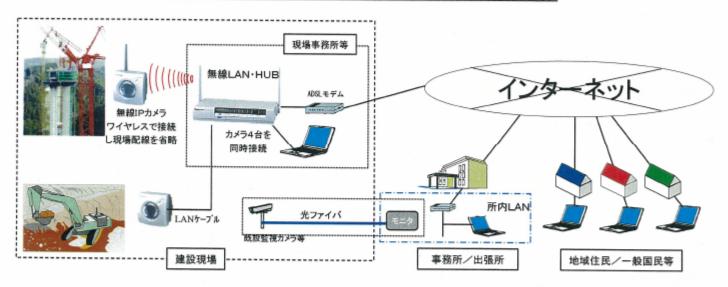
- (1) 監督業務の補助手段という性格から、モニターカメラは当該工事現場内において必要に応じた設置台数を確保することとするが、その際、付近住民のプライバシー保護の観点から問題が生じる恐れがないように配慮することとする。なお、設置費用は発注者が負担することとする。
- (2) 監督職員用に設置するモニターについては、工事施工状況の把握の充実の効果が期待できる場所に設置するよう考慮するものとする。なお、監督職員の業務形態を考慮し、当該工事現場からある程度隔離された場所等の条件を加味して判断することとする。
- (3) 一般見学者用に設置するモニターについては、見学施設も設置するなど設置の効果が十分期待できるよう考慮することとする。またインターネットを活用しホームページ上での画面提供にも対応できることが望ましい。(別紙参考資料)
- (4) モニターカメラの操作は監督職員のみが行うものとする。また、モニターカメラの 稼働時間は工事の作業実施時間内とする。
- (5) 監督職員の確認頻度は随時とし、確認した映像は基本的に録画するものとする。
- (6) 設置及び運用については、設計図書に明示することなどにより当該工事の請負者に その内容を通知するとともに理解を得るよう努力することとする。

4. その他

モニターカメラは本要領(案)の目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合には、この限りではない。

参考資料

ITを活用した建設現場のオープン化(構成例)



概要

- 1. 現場からインターネットに直接接続することで容易に情報発信する。(現場状況により既存光ファイバ、監視カメラの利用を検討)
- 2. 無線カメラをを利用することで、現場内の配線を省略し、設置の容易性確保(600m程度の伝送可能)
- 3. URLを公開するほか、事務所、局等のホームページからリンクを張る。(建設スタジオのホームページ開設を検討)
- 4. 旋回型カメラの設置、パソコンで映像の記録等も可能であるが、現場の状況、ニーズを踏まえて最適構成を検討する。
- 5. 現場画像を限定して公開する場合は、セキュリティ確保のためパスワードを設定することも検討する。

建設現場へのモニターカメラ設置に関する 九州地方整備局運用要領 (案)

事 務 連 絡 平成 18 年 4 月 28 日 企画部 技術調整管理官

建設現場へのモニターカメラ設置に関する 九州地方整備局運用要領(案)

1. 適用

本運用(案)は、大臣官房技術調査課「建設現場のモニターカメラ設置に関する運用要綱」(以下、本省運用要領(案)という)を補完するもので、本運用要領(案)に定めない事項については、本省運用要領(案)による。

2. 適用時期

本運用は、平成18年年度に発注される工事を対象とする。

3. 対象工事の選定

対象工事については、本省運用要領(案)「2. 対象工事」に基づき選定されるものとする。なお、「低入札価格調査制度対象工事」については、本運用の対象外とし、別途通知(後日送付予定)によるものとする。

4. 設置及び運用

- (1) 発注者及び請負者が、他の目的(安全対策や施工上)で設置したモニターカメラ画像について、本運用に使用並びに提供が可能な場合はその画像を活用しても良いものとする。
- (2) 事務所、出張所・監督官詰所等に画像配信する場合で、国土交通省整備の光ネットワーク等が炉用可能な場所については、その利用を原則とする。

5. 対象工事の選定・報告

(1) 本省運用(案)「2. 対象工事」に基づき、<u>各事務所にて対象工事を選定</u>するものと する。また、対象工事については、<u>適宜、企画部技術管理課まで報告</u>(別紙通知様式)す るものとする。